

虎明本狂言集に見られる命令・要求表現

北崎 勇帆

1 はじめに

以下の(1)(2)に示すような「未実現の事態の実現を聞き手に求める表現」は、「命令表現」「働きかけの表現」「依頼表現」「要求表現」「行為指示表現」といった術語で呼ばれる。

- (1) あっちに行け
- (2) やっぱりこっちに来て下さい

仁田(1991)は、こうした表現が成立する文を「発話・伝達のモダリティ」を持った「働きかけの文」として位置付け、その成立のための運用論的な条件として、次の項目を挙げている¹。

- [I,a] 話し手は、相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。
- [I,b,1] 話し手は、相手たる聞き手がある動きを実現することを、望んでいる。
- [I,b,2] 話し手にとって、相手が実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいものである。
- [II,a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。
- [II,b] 聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。
- [III] 命令されている事態は、未だ実現されていない事態である。

(仁田 1991: 239)

そして、こうした条件を挙げた上で、以上に挙げたものを全て満たす文が「典型的で適切な命令の文」になり、これらの条件から外れると典型的でない命令文になると述べ

1 なお、仁田(1991)によれば、[I,a][I,b,1][I,b,2]は「話し手が働きかけの文を発する際の話し手側の条件」、[II,a][II,b]は「話し手が働きかけの文を発する際の聞き手側の条件」、[III]は「実現される事態の側の条件」である。

ている。例えば、次の例のような文は「典型的な命令文」ではない²。

(3) 失敗しろ！

(4) 嘘をつけ！

(5) 撃てるものなら撃てしろ！

(仁田 1991 : 248, 250)

これら「ある種の要求」として了解できるものとは別に、同じく動詞命令形を用いて「～であっても」の意を示す(6)「であれ」(7)「にせよ」(8)「にしろ」のように、「動詞命令形の放任用法」³として説明される語も存在する。

(6) どんな理由であれ、万引きは絶対に許さない

(7) いずれにせよ、事務所まで来て下さい

(8) 悪気があるにしらないにしろ、商品を持ったまま店を出るのは犯罪です

本稿ではこのような前提を踏まえ、用言命令形によって表される、異なる意味領域を持つ用法の諸相を通時的に観察するため、中世末期の言語資料として扱われる虎明本狂言集⁴を対象に考察を行う。以後、便宜的に、用言命令形を用いた表現で、且つ、仁田(1991)の示した運用論的条件に沿うものを「命令形の中心的用法」とし、条件から外れるものを「命令形の周辺の用法」と呼ぶ。宮地(1995)によれば、相手に何かを頼んだり、要求したりする表現は、その要求の強さの度合いに応じて「依頼」「勧誘」「命令」と位置付けることができるが、ここでは陳(2006a)に倣い、「聞き手に何らかの行為の実行を要求する表現」を広く一括して「要求表現」として扱うことにする。

2 [II,b]の条件を欠く(3)は「呪い・負の願望」、[I,b,2]の条件を欠く(4)(5)は「反語命令」として説明されている。「反語命令」の例は条件[I,b,2]を欠いているものとして一括されているが、「嘘をつくな」を意味する「嘘をつけ」「馬鹿を言え」は既に「聞き手が嘘をついた」「馬鹿を言った」場における発話であり、条件[III]にも反しているものであると考えられる。

3 現代語における用法は富樫(2005)を、中古和文についての観察は中村(1993)を、中古から近代までの通時的考察は拙稿(2014)を参照されたい。

4 池田廣司、北原保雄(1972-1983)『大蔵虎明本狂言集の研究 上・中・下』表現社

北原保雄他(1982-1989)『大蔵虎明本 狂言集索引 1-8』武蔵野書院

を資料、及び索引として用いた。しかし、手坂(2011)の指摘するように、岩波本『古本能狂言集』を底本にした池田・北原の『大蔵虎明本狂言集の研究』には本文に問題がある場合があるため、用例を引用する際には、

大塚光信編(2006)『大蔵虎明 能狂言集 翻刻註解 上・下』清文堂

も参照した。また、読みやすさのため、用例には適宜濁点・読点とルビを付し、括弧内に注釈を加えた。

2 先行研究

各時代における典型的な要求表現については、平安時代の和文資料を対象にした川上(1975 他)、藤原(1995, 2014)、近藤(1996)、中世軍記物語を対象にした西田(1970)、原(2005)、近世上方語を対象にした岸田(1974)や広瀬(1991 他)、近世武家社会の資料を対象にした山本(2010a 他)、近世後期江戸語を対象にした寺田(1999)や山田(2014)、近代東京語を対象にした田中(1957)、陳(2005 他)等がある。各時代の資料に現れる様々な要求表現の形式を話し手と聞き手の上下関係や親疎関係によって分類するものが主であり、命令形の中心的用法の分類については本稿もこの方式に倣いたい。

上に挙げた研究の他に、虎明本狂言の要求表現を対象にした研究には米田(2013)があり、虎明本に見られる要求表現の文末形式を挙げながら、「御～なされひ」「～(て)下されい」「～(さ)せられひ」「(さ)しめ」の順に待遇価値が高いことを論じている。また、同氏の、室町・江戸時代における配慮表現を扱った米田(2014)の一節にも、虎明本の要求表現を扱った箇所があり、「お～なされい」「お～やれ」「くだされい」「(さ)せられひ」「(さ)しめ」といった文末形式が用いられていることが指摘されている。米田(2013)については、本論中で適宜参照しつつ、考察を進める。

- (9) a.[太郎冠者→主人]お留守ハ心やすふおほしめして、ゆるりと御ゆさんなされひ
(くいか人か・上 592)
- b.[百姓同士]某ハさだまった程に、それがしから申さう。それにおまぢやれ
(餅酒・上 24)
- c.[百姓→奏者]おそうしゃの心得を以て、納めて下されい (餅酒・上 24)
- d.[出家→檀家]おだんなしうきかせられひ (魚ぜつきやう・下 177)
- e.[祖父→孫]誠ならハ葉の水をはやうくれさしめ (やくすい・上 109)
(米田 2014: 134)

3 用例調査

虎明本狂言集において、文末に命令形が見られた例⁵は2660例であった。そのうち、

5 依頼・勧誘表現や命令形語尾を伴う命令表現の他に、「(早く)～てくれたらよかったのに」という意を示すものとして、打消の接続助詞「で」を用いた慣用的な表現が14例見られる。

・[舅→甥]「やれへ～とうからおいでなされひで」 (樽髯 上 365-13)

・[太郎冠者→主]「それならばそれとう仰られひで」 (かねのね 中 116-10)

山口(1996)によれば、こうした表現は順接仮定条件法の特殊な用法として位置付けられ、「主体がその条件に即して抱く論理や情意に反した、事実・現実の容認しがたさを訴える情意的な表現効果を、目的論的に優先させたもの」であり、本稿に挙げたような例については「表現主体の希望や意志に照らしての容認しがたさとして、意外感や驚きを訴えるもの」であるという。

節の付された謡や連歌⁶、卜書き・頭注や書き入れ、命令表現が引用句内に含まれるもの⁷については用例数に計上せず、必要に応じて参照する。また、万葉類については、本狂言の「寝替」「時」「みめよし」「ざぜん」のみを調査した。

3.1 中心的用法

まず、虎明本に見られる命令形の中心的用法として現れた形式を以下に挙げる。本節では、これらの形式が用いられる際の話し手と聞き手の関係性（例えば、上位者であるか下位者であるか、互いの関係が親しいかそうでないか、等）による分類を試み、「テ形+受給動詞」の形を除いて、概ね敬度が低いと考えられる順に並べた。

・動詞命令形単独

- (10) [主→太郎冠者]「これほどならば、人やと^んひしてなりとも、道具をもたせてこのものを、なんぢはむたうなり、某ばかり刀をさ^んひた[=差しした]、いや、かたなをわすれてきたは、にがへし^んひ事をした、なんとしてよからふぞ、汝いて(刀を)とつてこひ」
(どんごむさう 中 76-8)
- (11) [果報者→太郎冠者]「なにしにおでうぞ[=どうして恐れるのか]、いそひで(箱の中身を)見せい」
(よろひ 上 78-3)

6 謡、連歌については全体的に古い形式が用いられる傾向にあるようで、通常の会話文では出現が予想されない表現が用いられることがある。例えば次の例では、四段動詞の未然形について、尊敬の気持ちを含みながら軽く命令する意を表す助動詞「(さ)い」が現れることが注目される。蜂谷(1998)が指摘する通り、虎明本における会話では助動詞「(さ)い」の出現は「こしいのり」の老爺、「びくさだ」の老尼といった老人の発話に限られる。しかし、謡や連歌においてはその限りでなく、古い形式と思われる「(さ)ひ」が見られる。

- ・[夫→はなご]「……とそこでかねうて、かつちかつちとうたひなふ」
(はなご 中 214-17)
- ・[大原女→下人]「ほそひこしにほそおびしたもの、^んのかひ、^んはなさひきらさしますな」
(わかな 中 159-14)

7 引用が行われると、引用に際して引用元の発話から敬意が落ちたり、他の表現に成り代わったりすることによって文末表現が変化することがあるため、用例数として計上しない方針を取る。次の例は、舅が聲の「おこらやれ」を引用して「こらへひ」と発話し、敬意が落ちていると見られる例である。なお、こうした現象は藤田(2000)では「話し手投写」、鎌田(2000)では「衣掛けのモダリティ」という概念によって説明されている。

- ・[聲→舅]「(水を)かけうとはおもはなんだれ共、か、つたらばおこらやれ(堪えて下さい)」
[舅→聲]「こらへひとはきこえぬ[=堪えろとは訳が分からぬ]、かけてよひ物ならばかけてやらう」
(水掛聲 上 358-15)

・助動詞「(さ)しめ」の命令形「(さ)しめ」

(12) [藤六→下六]「いざさらばはやし物をつくらしめ」 (あさう 上 158-6)

(13) [聳→妻]「いやわごりよがしやうをしつた程に、させて[=妻に作らせて]くへと
(舅に)いはれた、はやうこしらへさしめ」 (おか太夫 上 352-15)

・「御～やれ」

(14) [妻→金岡(夫)]「あふさて、人間の有さまではなひ程に、思ふ事があらばお
かたりやれ」 (かなわか 中 298-4)

(15) [太郎冠者→新座の者]「其よし申たれば、とらふと仰らるゝ程に、こしらへて
おでやれ」 (鼻取ずまふ 上 190-15)

・「御～候へ」「御～候ひ」

(16) [舅→聳] (聳が舞うのを見て)「舞がみちかく候、右へも左へも、あふぎをと
つて御まひ候へ」 (くわひちう聳 上 356-7)

(17) [毘沙門→男]「しうと殿おきゝそひ、それだもんといつは、じわうじの主として、
しゆみの衆生を守り、ひんなる者に福をあたへ、富貴栄花にさかへさす
るは、偏に此だもんがゆへなり、……」 (ゑびす毘沙門 上 328-4)

・助動詞「(せ)らる」の命令形「(せ)られひ」

(18) [太郎冠者→主]「いや先またしられひ、……」 (太刀ばひ 上 291-1)

(19) [後家→住持]「わらはゝふせりまらするほどに、ようがあらばおこさせられひ」
(寝替 下 220-9)

・「御～なされひ」

(20) [太郎冠者→大名]「それは尤さやうにござらふ、さあらば追付御出なされひ」
(すみぬり 上 173-9)

(21) [太郎冠者→主]「お留守は心やすふおほしめして、ゆるりと御ゆさんなされひ」
(くいか人か 中 126-3)

・テ形+受給動詞の命令形、もしくは、テ形+受給動詞+助動詞の命令形

(22) [主→武悪]「よひやうに云てくれい」 (武悪 上 316-12)

(23) [栗田口→太郎冠者]「某は生れて此かた、ゆふろを仕た事もごあらぬ、うぶゆ
をあびなんと(果報者に)仰られて下されい」 (栗田口 上 217-6)

(24) [おこ→妻] (隣人のさことの争いに際して)「有無にちたう殿へ上ねばならぬ、

され共身どもはくちべたな程に、く^公じ^事にあげたら[=訴訟を起こしたら]ば、わ
ごりよ[=妻]がいふてくれさしめ」 (おこさこ 中 205-2)

3.1.1 動詞命令形単独

上位から下位への要求が行われる場合で、且つお互いが主従関係(例えば、大名・主・果報者→太郎冠者)にある場合の多くは、助動詞を伴わない動詞命令形単独での要求が行われる。

(25) [大名→太郎冠者]「(猿引に) もな打つそ[=もうこれ以上猿を殴るな]と言へ」
(うつぼざる 上 260-4)

(26) [有徳人→冠者達]「其に付汝らは、ほねおりなれども、今少(家を建てるため
の)材木がいる、則山に木を三本なをさせて[=切らせて]おいた程に、三人な
がらいて[=行って]、三本の木を三人して二本づゝもつてこひ」
(三本の柱 上 99-15)

また、互いが主従関係になくとも、神仏→人間のように話し手と聞き手の地位が著しく離れている場合や、高圧的な性格の山伏、物を強奪する山賊の台詞等も、基本的に助動詞・受給動詞を伴わない。

(27) [奏者→百姓]「さりながら国をとほふほどにこたへひ」 (昆布柿 上 54-4)

(28) [閻魔王→斎頼]「それ(現世で鳥を狩っていたと言ってもそれを鷹に食わせて
いた)ならばあまりのどがにてはなひが、さて其鷹といふは、いかやうなる
ものぞ、子細があればかたれ、きかふ」 (せいらい 中 24-13)

(29) [山伏→茶屋] (茶を出されて)「あついは、むめい[=冷ませ]」 (犬山伏 上 401-4)

(30) [山賊→女]「何事ぞとはにくひ事をぬかす、その道具をおいてゆけ」
(やせ松 中 292-14)

人間はない動物に対しても動詞命令形単独での命令が行われる⁸。

(31) [馬博勞→馬]「いでのかしてみせう、(牛博勞を) はねいへ、ふめへ」
(牛馬 上 121-1)

(32) [猿引→猿]「やい、なんぢちくるい成共ようきけ」 (うつぼざる 上 259-12)

一方身分が対等である場合には、後述するように、親しい関係では「(さ)しめ」が、改まった関係では「(せ)られひ」等が用いられるのが通常であるが、互いが敵対関係

8 但し、「蟹の精」や「蟬の精」「榮螺の精」といった登場人物を対象とする場合は、これらが動物の役ではあるものの擬人的に扱われているために、敬意を伴って命令する例が見られる。

にある場合にはその限りではない。「牛馬」や「なべやつばち」等、商人同士が市場の場所を巡って言い争いをする話筋の曲が数本あるが、この場合、商人同士の階層は同程度であっても互いが敵対関係にあるために、(33) (34) のようないずれの例でも動詞命令形単独での命令が行われ、高圧的な表現となっている。

(33) [牛博勞→馬博勞]「それがしをのけうよりも、そちがのけ」(牛馬 上 121-13)

(34) [浅鍋売→羯鼓売]「やれへおかしひ事をいふ、おぬしが分で[=分際で]身共をたつる事はなるまひ程に、身共をたてうよりも、お主が立て」

(なべやつばし 上 128-15)

3.1.2 助動詞「(さ)しも」の命令形「(さ)しめ」

「(さ)しも」は室町時代特有の助動詞である。湯沢(1929b)によれば、この助動詞は、「(さ)せ給ふ」が「(さ)し給ふ」「(さ)しまう」「(さ)しもう」を経て「(さ)しも」となったものであるという。この変化と並行して「(さ)しまう」の命令形「(さ)しまえ」から転じた「(さ)しめ」のみが室町末期に残ったが、その敬意は「(さ)せ給ふ」と比べると甚だしく遞減しているようである¹⁰。ロドリゲス『日本大文典』¹¹の「命令法の現在」の章では、「(さ)しめ」について次のように記述されている。

命令法の別の形に甚だ下品なものがある。それは第一種活用には、否定活用現在の Nu(ぬ)を Saxime(さしめ)に変へ、第二種及び第三種活用には、Xime(しめ)に変へてつくる。例へば、Aguesaxime(上げさしめ)、sadame saxime(定めさしめ)、yomaxime(読ましめ)、narauaxime(習はしめ)、icaxime(行かしめ)、mōsaxime(申さしめ)。甚だ下品な言ひ方であつて、その中に非常に尊大ぶつた気持を含んでゐて對手を甚だしく輕蔑するものである。だから、自分自身の召使に対して使つてよい。(日本大文典 60)

蜂谷(1998)は、和泉流天理本に見られる「(さ)しまふ」、虎明本の「(さ)しめ」、その後の各流派の「(さ)しめ」「(さ)しませ」を対照し、「(さ)しめ」に隣接するこれらの表現の差異は待遇度の高低を示すものではなく、むしろ「流派の意識の鮮明化の過程」で、それぞれの使用の多寡が顕著になったことを論じている。山崎(1963)は、待遇の対象と主体待遇表現の対応関係を、待遇度の高い順に「こなた段階」「そなた段階」「わごりよ段階」「そち段階」「おのれ段階」に五分類し「(さ)しめ」を「わごり

9 「牛馬」に1例(引用句内に2例)、「なべやつばし」に3例(引用句内に8例、ト書き内に1例)、「れんじやく」に2例(引用句内に3例)見られた。

10 桜井(1971)による。

11 以後、『日本大文典』の出典は、土井忠生訳註 ロドリゲス原著『日本大文典』三省堂による。

よ段階」(すなわち、五段階中の三段階目)に位置付けた。山崎(1963)は室町時代の待遇の体系全体を明らかにすることを目的としているため、「(さ)しめ」について個別な説明を与えていないが、米田(2013)がここに分析を加えている。米田(2013)は「(さ)しめ」について、(35) a.祖父から孫、b.船頭から聳、といった「身内の関係・対等の関係で主に使用され、なおかつ特に親しい場合に使用される語ということができる」と述べ、社会的な立場が上の者から下の者に対して使用されているc、dのような例についても、話し手と聞き手とが近い関係になっているために「(さ)しめ」が使用されたと説明する。

(35) a. [祖父が孫達に薬水を早く出すように要求している場面] やい〜おぬし達
ハ、此所じやといふが、誠ならハ薬の水をはやうくれさしめ

(「やくすい」祖父→孫 上 109 頁)

b. [船頭が聳に歌の心を早く言うように急かしている場面] 是ハいかな事、その心をきかふやうにおもしろひ、急でいハしめ

(「薩摩のかみ」船頭→聳 下 169 頁)

c. [責め疲れた閻魔が朝比奈に物語を話すように依頼する場面] その時のかせんに、かた〜ハあハれたときひて有程に、其時の合戦物がたりがき、たひ、かたつてきかしめ

(「あさいな」閻魔→朝比奈 上 466 頁)

d. [女を連れ帰るのに上機嫌の鬼が歌うように促す場面] (鬼)さらハわごりよもうたハしめ / (女)心へまらした、つけませう

(「鬼のまゝ子」鬼→女 上 490 頁)

(米田 2013 : 86-88)

そして、このような例を挙げて「虎明本での(サ)シメは、『日本大文典』や時代別¹²の記述とはかけ離れている実態であったといえる」(米田 2013 : 89)と論じている。確かに、先に挙げた『大文典』の「非常に尊大ぶった気持を含んでゐて对手を甚だしく軽蔑するものである」という説明に沿った用例はごく少数であり、(36)夫婦や、(37)対等の関係において「(さ)しめ」を用いるような例が多数を占める。

(36) [夫→妻]「あふいとしの人や、そのわらびもちの事候よ、はやこしらへさしめ、くはふよ、なふいとしの人やこちへわたしめ[=いらっしやい]

12 三省堂『時代別国語大辞典 室町時代編』の「さしめ」の項の、「甚だ下品な言い方であって、それ自身非常な尊大さを持ち、甚だしく貶めるものである」(室町時代編三 21 頁)という記述を参照しているものと思われるが、「しめ」の項では「……甚だ下品な言い方である。そして、それ自体に非常な尊大さがあり、かつ、甚だしく貶すものである。そして、自分の召使に関して使うことができる(大文典一)」(室町時代編三 385 頁)と、「大文典」の引用が明記されている。

- (37) [太郎冠者→二郎冠者]「それもさうじや、いざさらばわたしめ」
[二郎冠者→太郎冠者]「心えた」
[太郎冠者→二郎冠者]「いやこのなるこをもたしめ」
[二郎冠者→太郎冠者]「わごりよもつてゆかしめ」
[太郎冠者→二郎冠者]「兩人に仰付られた程に、わごりよももたしめ」

(なるこ 中 134-6)

米田(2013)による「(さ)しめ」の分析には概ね同意できるが、しかし、「対等の関係」ではなく、尚且つ「話し手と聞き手とが近い関係」とも言い難い例もわずかながら見られるということを追記しておきたい。3.1.1 で述べた通り、話し手と聞き手が主従関係にある場合、通常は動詞命令形単独での命令が行われる。つまりは主従関係にある場合は文末表現を伴わずに命令するということであるが、主従関係にあっても「(さ)しめ」を伴う場合が10例見られ、そのうち8例は住持を話し手とする例であった。出家狂言における住持と新発意(仏門に入って間もない者)は、大名狂言等における大名と太郎冠者の関係と相似したものであるはずだが、命令する主体が住持の場合は「(さ)しめ」を伴うようである。

- (38) [住持→新発意]「身共はぐもんじをくる[=求聞持法を修する]程に、何成共用な事があらば**問はしめ**」
(ほねかわ 中 374-8)
(39) [住持→新発意]「女と云ものはじだらくなものじや程に、おぬしがいて念を入れて(野中の清水を)涙で**わたしめ**」
(お茶の水 中 242-8)

残りの2例については「きかず座頭」という曲での、主から菊一(盲者の下人)への要求の例である。主は盲者の下人と聾者の下人を召し抱えているが、(40)(41)の例に見られるように、同じ行為の要求であっても二人に対する命令の行い方が異なる。聾者の下人に「やい」と乱暴に呼びかけたり、「やいやい」「出よと言え」と他の下人を使役して呼んだりする一方で、菊一には「きくいちいるか」と比較的優しくしめに声をかけることから、主から見た二人の序列が異なるために、その差を「(さ)しめ」の有無で意図的に使い分けているのではないかと考えられる。

- (40) a.[主→聾者の下人]「某は二三日よそへ行程に、留守を**せむ**」
(きかず座頭 中 428-5)
b.[主→菊一]「某は二三日よそへゆく程に、留守を**してくれさしめ**」
(きかず座頭 中 428-13)
(41) a.[主→菊一]「……きひた事があらば、あれ(聾者の下人)に**いはしめ**」
(きかず座頭 中 429-4)

3.1.3 「御～やれ」

「御～あれ」¹³の「あれ」が音変化した「御～やれ」が使用されるのは、夫婦間や、「売り手から客」、「遣わされた太郎冠者から街で勧誘した新しい下人」という対等な関係の場合が過半数を占めるが、使用範囲は「(さ)しめ」と重なる部分が大きく、その敬意についても同程度のものであったと考えられる。但し、下人同士で要求が行われる際に「(さ)しめ」が58例見られる一方で、「御～やれ」の例はない。また、次に示す「はりだこ」で、元々は他人であった売手と太郎冠者とが、曲が進行するにつれて打ち解けてゆき、要求に用いられる形式が a「御～やれ」、b「御」を伴わない「やれ」、c「(さ)しめ」と変化してゆくことを見ると、「御～やれ」が「(さ)しめ」と比べて若干待遇の高い表現であることが推察される。

- (42) a.[売手→太郎冠者]「それならば[=はりだこが欲しいなら]身どもがうつてやらう程に、それに、おまちやれ、……」
(はりだこ 上 81-1)
- b.[売手→太郎冠者]「あふ中々、是をみやれ、両にかはがあり、まほりにいほも、おりやる」
(はりだこ 上 81-8)
- c.[売手→太郎冠者]「其事じや、都に人おほいといへども、それがしならではう者がない、いやならばおかしめ[=嫌ならばやめなさい]」
(はりだこ 上 81-11)

3.1.4 「御～候へ」「御～候ひ」

補助動詞「候」について、『大文典』には以下の説明がある。

- Soro (そろ) は、普通の書状に使うて、莊重なものには余り用ゐない。
(日本大文典 214)
- 演劇狂言その他同類の話し言葉で、この助辞 Soro (そろ) が盛に使はれるのであって、甚だ上品である。古風な老人や或国々では、型にはまった伝言をする場合にも亦これを使つてゐる。
(日本大文典 588)

13 虎明本において、「御～あれ」の形は節付きの箇所や候体の曲、「御免あれ」や「御座あれ」といった慣用表現にのみ現れる。

・[所の者]「扱はたこのううれいにて候べし、お憎もぎやくゑんながら[僧→所の者]とふらふてお通りあれかしと存候」
(たこ 中 400-5)

・[舅→掣]「いかに申、只今のやうす一段にて候間、掣にとりまらせうずる、かうへ御とをり候へ」
(さひの目 378-6)

「候」からの派生である「そう」の命令形「そへ」と、「そへ」が転じた「そひ」は、桜井(1971)によれば、「狂言などで敬意の薄いものとなって用いられる」語である。虎明本においてはその使用はかなり限定的であり、会話そのものが候体で行われている曲(43)(44)や、話者が武士(45)や神仏(46)である場合に使用される。

(43) [父→山伏]「こなたへ御いり候へ」 (まゝこ 上 424-12)

(44) [舅→聾]「舞がみちかく候、右へも左へも、あふぎをとつて御まひ候へ」
(くわひちう聾 上 356-6)

(45) [朝比奈→閻魔王]「中々いかやうにもおせめそひ」 (あさいな 上 8-13)

(46) [毘沙門→舅]「しうと殿おきゝそひ、それたもん[毘沙門天]といつは、……(夷を貶める)」

[夷→舅]「あふ、それは衆生済度のためにて有ぞ、しうと殿おきゝそひ、……

(毘沙門天を貶める)」 (ゑびす毘沙門 上 328-4)

3.1.5 助動詞「(さ)せらる」の命令形「(さ)せられひ」

尊敬の助動詞「(さ)せらる」は、使役+尊敬の「(さ)せらる」を経て、16世紀末頃¹⁴に用いられるようになった語である(堀畑 2007)。山崎(1963)、米田(2013)ともに、この助動詞を待遇価値の高い語として位置付けており、米田(2013)は「主従関係(下位者から上位者)」「社会的な上位者」「対等の関係」「単なる下位者」に対して用いられる例を挙げて、「(さ)せられひ」は主従関係でも使用されるが、それ以外の関係でも使用される」と説明する。

実例を見ても、下位から上位への要求で、互いが主従関係にある場合(47)(48)は、助動詞「(さ)せらる」が用いられる場合がほとんどである。下位者から上位者で、主従関係にない例も見られ、例えば(49)商人→目代のように互いが知人関係でない場合にも(50)夫・妻→その夫婦喧嘩を仲裁する者のように互いが知人関係にある場合にも助動詞「(さ)せらる」が用いられるようである。

(47) [太郎冠者→主]「さらば(歌を)よませられひ」 (花あらしひ 中 91-4)

(48) [二郎冠者→大名] (勝手に休暇を取ったことを咎められて)「せがれの時よりめし
つかはれてござる程に、先此たびはゆるさせられひ」(よびこゑ 上 319-6)

(49) [浅鍋売→目代]「あれ(羯鼓売)は市ずゑにやらせられい」

14 堀畑(2004)によれば、「使役+尊敬」に由来する「(さ)せらる」が、使役の意を含まずに単に尊敬の意のみを示す例は、『天草版平家物語』で多用されているが、キリシタン資料以前の例は見られないという。

(なべやつばち 上 130-15)

- (50) [妻→仲裁人]「あのおとこをうちころひて、わらはもくびをくゝつて、しなうとぞんじての事で御ざる、そこのかせられい」 (はらきらず 中 195-11)

一方で「(さ)せられひ」は上位者から下位者、対等の関係にも用いられる。ただしこの場合は、下位者から上位者への「(さ)せられひ」が、「言う」「買う」「帰る」「堪える」「出る」「乗る」「許す」等、比較的多様な動詞に用いられるのに対して、上位者から下位者に対して用いられる場合は、主人が客人を(例えば、舅が、聳入り志願する者を)家に上げようとする際の(51)「通らせられい」や、人を外で待たせる場合の(52)「待たせられい」、発言を要求する(53)「仰せられい」「聞かせられい」に用例が偏ることが指摘できる。こうした語彙的な偏りは、特に「通らせられい」「待たせられい」のように慣用化された表現が、畏まった場で用いられることによって発生しているものと思われる。

- (51) [かくすい(舅)→河内の百姓]「それは一だんの事で御ざる、まづさらばこなたへとをらせられひ」 (かくすいむこ 上 396-14)
- (52) [太郎冠者→粟田口] (粟田口を家まで連れてきて)「いや参る程に是で御ざる、そなたはそれに待たせられひ、おいでのよし申さう」 (粟田口 上 215-11)
- (53) [男二→男一]「なぜに心をおかせらるゝ[=遠慮する]ぞ、思ひよつた事があらば仰られひ」 (連歌盗人 下 25-12)

3.1.6 「御～なされひ」

山崎(1963)、米田(2013)共に、この形式を最も待遇度の高い表現として扱っており、米田(2014)は「主従関係(下位者から上位者に対して)、主従に準じる関係や主人同士という畏まった人間関係の中で使用される」と説明している。尊敬の補助動詞「なさるる」は、『日本大文典』では、以下のように、話し言葉で最高の敬意を持つと述べられている。

NASARVRV (なさるる)

○動詞 Nasu (なす)と助辞 Ruru (るる)との複合語であって、その敬意の度合は話し言葉で与へ得る最高のものである。助辞 Vo (お)を冠した動詞語根の後に添へられる。例へば、Voaguenasaruru (お上げなさるる)、voiquiqui nasaruru (お聞きなさるる)、voide nasaruru (お出でなさるる)。(日本大文典 584)

「御～なされひ」の使用範囲は「(さ)せられひ」と被るように見えるが、その用例は「(さ)せられひ」245例に対し、16例(うち、ト書き内の例が1例)と少ない。「(さ)せられひ」の場合は、上位者から下位者に対しても用いられることがあったが、「御～

なされひ」の場合はそういった例が見られず、下位者から上位者への要求にのみ用いられているため、ここでは「御～なされひ」を「(さ)せられひ」よりも待遇度の高い表現として位置付ける。

3.1.7 テ形+受給動詞の命令形

「てくれい」「せられて下されい」のような「テ形+受給動詞」という形式は、ここまでに挙げた助動詞や尊敬語と重層的に接続する形式である。この形式群を「テ」を境としてテの前接部と後接部に分けるならば、前接部・後接部のいずれにも待遇的表現が含まれない「てくれい」、後接部の受給動詞の部分に待遇的表現が含まれる「て賜れ」「て賜べ」「て御くりやれ」「て下されい」、後接部に敬意を含む助動詞が接続する「てくれさしめ」、前接部と後接部の受給動詞の部分に待遇的表現が含まれる「(さ)せられて下されい」「御～なされて下されい」に分類できる。

先述した通り、米田(2013)は「て下されい」を「お～なされい」よりも待遇価値が低く、「(さ)せられひ」「(さ)しめ」よりも高いものとして位置付けている。「論の煩雑化を避けるために、限られた表現しか取り上げなかった」との断りはあるが、「テ形+受給動詞」と助動詞・尊敬語とを一括して一つの直線上に乗せる議論には疑問が残る。

一方、待遇表現の体系化を目的とした山崎(1963)は複数の形式を「(て)くるる」のバリエーションとして捉え、「(て)下さるる」を「こなた段階」に、「(て)たもる」「(て)おくりやれ」を「そなた段階」に、「(て)くるる」「(て)くれさしめ」を「わごりよ段階」に、「(て)くるる」を「そち段階」に相当するものと説明している。

上に挙げた「テ形+受給動詞」の形式群を、上述したように「テ」以前の部分と「テ」より後の部分に、敬意が含まれるか、それとも含まれないかによって分類し、表1に示す。また、「てくれい」「て下されい」に接続する動詞について、「てくれい」については「仰られてくれい」のように、尊敬語が接続する例が見られない(表2)。

形式	～テ	補助動詞
～てくれい	普通語	普通語
～てくれさしめ	普通語	軽い敬意
～て御くりやれ	普通語	軽い敬意
～て賜れ	普通語	尊敬語
～て下されい	普通語／尊敬語	尊敬語
～(さ)せられて下されい	高い敬意	尊敬語
御～なされて下されい	高い敬意	尊敬語

表1：虎明本に見られる「テ形+受給動詞」の形式

	てくれい	て下されい
普通語	○	○
尊敬語	×	○

表2:「てくれい」「て下されい」との接続の可否

さらに、「テ形+受給動詞」を用いる形式は、例えば「云ふてくれひ」と「云へ」が対応するように、3.1.1～3.1.6で挙げた「テ形+受給動詞」を用いない動詞命令形「御～やれ」「御～なされひ」等の諸形式の体系と重ねあわせることができる(表3)。

テ形+受給動詞	対応する形式
～てくれい	動詞命令形単独 (3.1.1)
～て下されい	(尊敬語) 動詞命令形単独 (3.1.1)
～て賜れ	(尊敬語) 動詞命令形単独 (3.1.1)
～てくれさしめ	(さ) しめ (3.1.2)
～て御くりやれ	御～やれ (3.1.3)
～(さ)せられて下されい	(さ)せられひ (3.1.5)
御～なされて下されい	御～なされひ (3.1.6)

表3:「テ形+受給動詞」とそれに対応する形式

ここで、最も敬意が低いと思われる「てくれい」が用いられる場面を見てみると、大名と太郎冠者といった主従関係で用いられている場合や、閻魔王や雷神から一般人へといった、上位者から下位者への命令で用いられる場合、動物や非生物への命令に用いる場合があり、3.1.1で述べた動詞命令形単独での命令と使用範囲が重なっていることが窺える。しかし主従関係において「てくれ」が用いられるのは、(54)「自分を背負って冷たい川を渡る」ことや(55)「妻から隠れて女に会うために、自分に成り代わって一日座禅をする」こと、果ては(56)「人を馬にできる術をかけられて、馬になる」ことを要求するといったように、動詞命令形単独で命令を行う場合よりも、「無理なお願い」¹⁵をする場合のようである。

15 同様に、通常ならば動詞命令形単独で命令を行うはずの動物に対して「～てくれい」を用いる例も一例ある。名前を呼んで鳴かなければ牛が取られてしまう、という場面で、「鳴いてくれ」と懇願する場面であり、こちらも単に動詞命令形単独で動物に命令する場合よりも待遇が高いものと捉えられる。

・[博勞→牛]「……心があらば今一こゑ、いらゑてくれひよこ座[=牛の名]よ」 (よこ座 下 139-11)

- (54) [勾当→菊一]「今の所が（川が）あさひぞ、こゝをわたらふが、さむひ程に、
おふてくれひ」（どぶかつちり 中 419-16）
- (55) [夫→太郎冠者]「（座禪をしようと云って妻から一晚の暇を貰ったが）ざぜん（座）の
すがたがなくは、身共をたゞおくまひ程に、なんぢざぜん（座）をしてくれい」
（はなご 中 211-3）
- (56) [主→太郎冠者]「尤それは汝がいふごとくなれども、なさう人がなひほどに、
（馬に）なつてくれい」
[太郎冠者→主]「いや中々ゑなりますまひ」
[主→太郎冠者]「さうあれは身共が馬にならふより外はなひ程に、是非共なつ
てくれひ」（人馬 上 223-2）

また、下位から上位への要求で、主従関係にない場合にも「(さ)せらる」が用いられることを 3.1.5 で述べたが、同様の条件下では、むしろ「テ形+受給動詞」の方が用いられやすく、「普通語+下されい」の他に「尊敬語+下されい」や「(さ)せられて下されい」も用いられる。

- (57) [馬博勞→目代]「ありやうに聞わけてくだされい」（牛馬 上 122-1）
- (58) [聳→教え手]「大むかしはあまりふるうござる、中昔もはやむかしで御ざる、
皆人の仰らるゝは、何事もたうせいやうへと仰らるゝ程に、たゞたうせいや
うをおしへて下されひ」（音曲聳上 337-7）
- (59) [夫→仲人]「（妻が私と別れようとして）こなたへまいつてござらば、よひや
うに仰られて、とめてくだされひ」（いしがみ中 233-3）
- (60) [羯鼓売→目代]「……有様に仰付けられて下されい」（なべやつばし 上 129-4）
- (61) [浅鍋売→目代]「……ようきかせられて下されい」（なべやつばし 上 129-16）

このように、「テ形+受給動詞」の形式の方が、「テ形+受給動詞」でない形式と比べて、敬意が必要な関係の間で用いられやすいこと、また、話し手と聞き手の関係が同様であっても、「テ形+受給動詞」の形式を用いる場合の方が、それに対応する単独の形式を用いる場合よりも敬意が必要と思われる場面で用いられていることを鑑みるに「テ形+受給動詞」の形式は、それに対応する、受給動詞を含まない形式と比べて、待遇価値が高いものと結論付けられる¹⁶。

16 近世末期の命令表現について、山本(2010a, 2010b, 2012)に詳細な議論がある。山本(2012)では、「御～ナサレ」のような「命令形による命令表現」と、「御～クダサレ」のような「授受補助動詞クレル類命令形」による働きかけの表現の体系を突き合わせて、前者よりも後者の待遇価値の方が高いことが明らかにされている。

なお、「て賜べ」「て賜び給へ」についてであるが、覚一本『平家物語』における「行為指示表現」を調査した原（2005）は、覚一本に見られる「テ形＋補助動詞命令形」について、(62) (63) のような例を挙げた上で、ロドリゲス『大文典』の記述¹⁷を引き、覚一本に見られる「て＋たべ」「て＋たばせたまへ」という表現形式が、「て＋くださいよ」「て＋たまうれ」などの表現形式のさきがけであったのではないかと述べる。

(62) (小宰相)「……かきをきたる文をば都へつたへてたべ」 (下・一八五)

(63) (内大臣宗盛)「あひかまへて、今度の命をたすけてたべ」 (下・三二二)

(原 2005: 16)

虎明本では「て賜べ」「て賜び給へ」はいずれも謡の部分に用いられており、注 6 で述べたようにこうした節付きの箇所にも古形が使われやすいことを考えれば、原（2005）の論じる通り、「て賜べ」に類する表現形式が「て下され」「てくれい」のような形式へと繋がっていったと見て良いだろう。

(64) [罪人→閻魔王]「……しかるべくはゑんまわう、此罪人を、九品の浄土におく
りてたべ」 (やを 申 29-1)

(65) [中国の者]「……日本一のおふふのあのふるばくちうちがきたつて、わが物と
申を、はんだんなしてたび給へ、所のけんだん殿様」 (茶つぼ 下 22-13)

3.2 周辺の用法

次に、単に「話し手が聞き手に行為の遂行を要求している」とは捉えられない用法¹⁸や、「聞き手」が特殊であるタイプについて論じる。

3.2.1 仮定条件を表す「てみろ」

試みを表す「てみる」の命令形「てみろ」が命令に用いられず、仮定の意味合いを持つ現象については、村上（1993）、長野（1994 他）等で論じられている。

(66) 主任さんの悪口を言ってみろ、おれはただでおかないからな (塩狩峠・303)

17 ○尊敬すべき人と命令法を用ゐて話す場合には、尊敬及び丁寧さを増す為に、Te(て)、又は、De(で)に終る分詞と、与へるといふ意の動詞、即ち Cudasaruru (下さるる)、tamoru(賜うる)等を使ふ。(中略)この言ひ方が命令法として使はれる事は全く疑ひ無い。例へば、Caite kudasureyo(書いて下されよ)。Maitte tamore(参つてたまうれ)。書け、行けなどの意。

○これと同じ言ひ方を、身分の低い者に向つても盛んに用ゐる。(中略)例へば、Maitte curei(参つてくれい)は maire(参れ)の意。Xite curei(してくれい)は、これを為るやうに汝に頼むといふ意。Caite curei(書いてくれい) (日本大文典 61-62)

18 「嘘をつけ」「馬鹿を言え」のような表現は、虎明本狂言集には見られなかった。

- (66) 主任さんの悪口を言ったら、おれはただでおかないからな。
(67) そんなことが彼女に知れてみる、大変なことになる。 (長野 1994: 84)
(67') そんなことが彼女に知れたら、大変なことになる。

菊田 (2012) はこの表現を「テミロ条件命令文」と呼び、その萌芽としての、後件に「過激な警告文」が続く言い回しが、18世紀以降に見られることを示している。

- (68) a. ま一度指を差いてみよ。腕骨切つて切りさげん。 (用明天王職人鑑)
b. ま一言いうてみよ あたまをはりくだいてのけん。 (浮世親仁形氣)
(菊田 2012: 64)

しかし、虎明本狂言にも「脅し」を含意するような用例が見られる。次に示す「まんぢう」の例は、大名が饅頭売から饅頭をせしめてたいらげ、代金を払わずに帰ろうとしたところ、饅頭売から文句を言われるが、「寄ってみろ、斬り殺すぞ」と逆に脅す場面である。ト書きでも「刀に手をかける」ことが指示されており、大名が「饅頭売が近くに寄ること」を要求しているわけではないことが分かる。

- (69) [饅頭売→大名]「それはめいわくでござる、ぜひとも(代金を)くだされひ
[大名→饅頭売]「此御せいたうたゞしひおりから、そのつれな事をいふてめいわくするな、よつてみようちはなすほどに」《／刀にてをかくる》
(まんぢう 上 302-13)

次の「あくぼう」の例も、同様に「脅し」を含意する例である。

- (70) [出家→悪坊]「やいおのれ、最前から某をなぶつたがよひか、今おきて見よ、此長刀にてすねをなひで[払って切つて]くれうぞ」(あくぼう 中 344-17)

菊田 (2012) は、「テミロ条件命令文」を「それを読んでみろ、おまえとは絶交だ」のような「警告・脅迫型」、「それが見つかってみろ、我々はおしまいだぞ」のような「非現実仮定型」に分け、「警告・脅迫型」から「非現実仮定型」が生まれたと論じている。その「警告・脅迫型」の発生については、①「テミル条件文」の後件が表現できる範囲が「目で見て確かめられる情報」から拡大し、近世には「話者の見解、高次の認識内容」も表せるようになったこと、②先に挙げた後件に「過激な警告文」が続く言い回しが定型化していたこと、③命令文としての特性が弱く、条件文的な読みが導かれやすいことの三点から、「18世紀初め頃に成立した」と述べている。しかし、17世紀中に既に上記の「脅し」的な例が現れることは、この結論と齟齬するものである。

3.2.2 自身に対しての命令

話し手が話し手自身に対して動詞命令形単独で疑似的に命令を行うものが見られる。例えば次の(71)「かはかみ」(72)「八句連歌」における「捨てい」は現代語では「捨ててしまえ」に、(73)「栗やき」の「食え」の例は「食ってしまえ」に相当する。現代語ではこのような状況において、動詞命令形単独で¹⁹「捨てろ」「食え」と「自身に命令を行う」ことは好まれず²⁰、「てしまえ」を伴うのが通常であろう。

(71) [夫] (先程まで盲目だったが、修行の結果目が見えるようになり)「かやうにあらたな事は御ざるまひ、もはやつえもいらぬ、すてひ、さぞ女共がうれしからふ」
(かはかみ 中 193-4)

(71) もう杖なんて必要ない、{?捨てろ/捨ててしまえ}

(72) [借手]「是[=借用状]があれば心にかゝる、ひきさひてすてひ」
(八句連歌 下 105-3)

(73) [太郎冠者] (いただき物の栗をつまみ食いして)「さてへむまひ[=旨い]よ、一つも二つもおなじ事くへ」
(栗やき 中 104-4)

(73) 一つ食べても二つ食べても同じことだ、{?食え/食ってしまえ}

一方、同じような自己への命令に「てやれ」を用いている例もある。この場合は上記の例とは逆に、現代語の感覚と合致する。仮病を使う太郎冠者を主が逆に騙そうとする場面で、後に続く会話から分かる通り、初めの主の発言は独り言である。

(74) [主]「……あすおぢじやものゝふるまはふ程に、太郎くわじやをつれてこひと仰らるゝが、某はまいらふが、太郎くわじやは、しびりがおこつて、立もいもならぬていじや程に、なるまいといふてやれ」

[太郎冠者→主]「申々何事を仰らるゝ」

[主→太郎冠者]「いや何事でもなひ」 (しびり 中 100-5)

(74) (独り言で) あいつは病気で行けないと {?言え/言ってやれ}。

19 なお、現代語において、自身に対して動詞命令形単独で命令を行うものについては中崎(2012)に述べられている。中崎はこうした例を「一人称主格をとる命令文」として扱い、次の二点をその成立条件として挙げている。

・動作の達成に困難が伴う
・当該事態の実現が望ましい事態であることと関連して、その達成に「励まし」「叱咤」というニュアンスを常に帯びる

20 文脈の作り方によっては動詞命令形単独で自己に「命令」を行うことも可能だが、その場合は、自分自身を疑似的な「聞き手」として設定し、「もう一人の自分」に「いいから食え!」「いいから捨てろ!」と命令するような文脈となるため「捨ててしまえ」「食べてしまえ」のような自然さは失われるだろう。

虎明本には以上の四例以外に自身に命令を行う例は見られないが、おそらくは、この時期にはまだ、自身への(疑似的な)命令を行う際に動詞命令形を単独で用いられることが許容されていたものの、時代を下って動詞テ形の接続形式²¹が多様化するにつれ、命令形単独での表現から「てしまえ」「てやれ」へと移行していったのではないかという大まかな予想を述べておく²²。

3.2.3 不特定を対象にするもの

不特定多数に対して要求を行う場合の多くは希求の例であるが、「昆布を買って買って」「いい連れがいて欲しい」「雉がいて欲しい」と訳せるようなものが、動詞命令形単独で現れる。

(75) [昆布売]「こぶめせこぶめせ」 (こぶうり上 288-11)

(76) [播磨の国の百姓]「まかり出たる者は、はりまの国のお百姓でござる、毎年御年貢に、みげうしよを捨東もつて参る、いそひであげうと存る、よひつれもござれかし、同道いたひてのぼらふに」 (かくすい上 49-7)

(77) [雉領の者]「きじがあれかし、おてがらをみうよ」 (きんや 上 266-17)

3.2.4 放任用法

動詞命令形を用いて逆接仮定的な意を示す「であれ」に相当する表現として、中世まで用いられていた「にてもあれ」²³と中世末期頃に見られるようになった「でもあれ」²⁴

21 坪井(2008)に、近世後期の『浮世風呂』『花暦八笑人』に「てしまう」が見られるとあるが、『好色五人女』に既に「てしまう」が用いられている。本動詞の「しまう」自体も『日葡辞書』以前に例を遡ることが出来ない。中世後期頃に使われるようになった語のようである。

・「此たはけいつの世にあがりを請べし、追付勘当帳に付けてしまふべし」

(新編全集『好色五人女』257)

・Ximai, mō, ōta. シマイ、ウ、ウタ(仕舞ひ、ふ、うた)：商売のこととか荷物を舟に積み込むこととかなど、物事をうまく処理し、決着をつける。

(土井忠生氏訳『日葡辞書』765)

22 なお、森(2010)において、「行為指示表現」の「直接型」(非受益表現の尊敬語の命令形)は「依頼」の用法を近代までに、「勧め」の用法を現代までに失い、一方で「受益型」(受益表現の尊敬語の命令形)が近世以降に用法を拡大することが指摘されている。つまり、命令形の典型的用法・周辺の用法ともに、「命令形単独からテ形接続方式へ」という現象が起きている可能性が示唆される。

23 拙稿(2014)参照。

24 湯沢(1929a)は「でもあれ」に加え抄物資料に特有の表現として「デマレ」「デマリ」を挙げている。「[ニテモアレ]は、抄物では一転して、『デモアレ』となって現れ」、この「デモアレ」が「再転して『デマレ』とな」り、「三転して、『デマリ』となる」と言う。用例数の少なさからか、資料的な制約からか、狂言には「でまり」は勿論「でまれ」も現れない。

の例が見られる。

(78) [舅]「とかくわれらがやうなるものは、算用がたつせねばまかりならぬ、いかやうの人でもあれ、さんようさんかんのたつしたる御かたを、むこにとらふずる、先高札をうたふ」(さひの目 上 375-5)

(79) [座頭]「……此あたりにうとくくなる御かたの御ざがあるが、何にてもあれ、かたはにあらうずるものを、御ふちなされうずると、高札をうたれた」
(三人がたは 下 43-7)

放任用法の慣用表現の一つである「ともあれかくもあれ」のタイプには「ともあれ」「ともござれ」が見られる。「それはともあれ」という言い方はこの頃に現れた定型表現と見る。

(80) [貸手]「夫はともあれ、そち[金を貸した相手]はたびへ人をやれども、しかとへんじもせひで、さたのかぎりじや、あふたがさいわひじや程に、身が所へ同道いたさう」(むねつき 下 106-6)

(81) [聾]「御大ほう[=舅の家の家法]はとも御ざれ、(私は)ぶてうほうなものでござる、ごめんなれ」(はうちやう聾 上 348-13)

4 おわりに

本稿ではまず、虎明本狂言集に見られる動詞命令形の中心的用法の形式について、以下の五点を示した。

- ・動詞命令形単独での要求は、上下関係が著しく離れている場合に上位者から下位者に対して行われる。
- ・助動詞「(さ)しも」の命令形「(さ)しめ」は身内や対等の、親しい関係の相手に対する要求に用いられる。
- ・「御～やれ」も対等の関係で用いられることが多いが、「(さ)しめ」と比べて敬度が若干高い。
- ・「(さ)せられひ」は、主に下位から上位への要求で用いられるが、ときに上位から下位への要求にも用いられる。
- ・「御～なされひ」は下位から上位への要求に用いられる例のみが見出された。

以上より、それぞれの形式が担う待遇の範囲は截然と棲み分けられているわけではなく、重なりあうように使われていることが分かるが、敢えて敬意の低い順に並べるならば「動詞命令形単独」「(さ)しめ」「御～やれ」「(さ)せられひ」「御～なされひ」となる。また、こうした受給動詞を伴わない形式に並行するようにして「てくれい」「て下されい」のような「テ形+受給動詞」を用いる形式が用いられており、いずれも、そ

それぞれに対応する受給動詞を伴わない形式と比べて待遇価値が高いことを論じた。

次に、周辺の用法については、まず、「てみろ」で仮定条件を表す形式について、既にこの頃に「脅し」を行う例があることを示した。また、自己に「命令」を行うものについては、「てやれ」を用いる場合には既に現代語と同じ用法を獲得しているが、現代語の「てしまえ」に相当するものにはまだ命令形が単独で用いられていることを示した。

自己に利益がある場合の依頼の表現が命令形単独からテ形+受給動詞の形式へと移行したことは先学の指摘の通りだが、これらを統合して考えると「動詞命令形単独」という形式が「依頼」「自己への命令」「脅し」のような用法を失い、示すことのできる範囲が純粋な「命令」へと限定されていく、という傾向が窺える。この点については今後、隣接する時代の例を調査し、入念に検討したい。

参考文献

- 石川美紀子、北村雅則 (2007) 「伝達場面の構造からみた命令形の諸機能」『言語処理学会第 13 回年次大会 発表論文集』91, pp: 314-317
- 鎌田修 (2000) 『日本語の引用』ひつじ書房
- 川上徳明 (1975) 「中古仮名文における命令・勧誘表現体系」『国語国文』44-3, pp: 14-28
- 川上徳明 (1998) 「命令・勧誘表現研究のために 中古仮名文における用例採否の基準」『比較文化論叢 (札幌大学文化学部紀要)』2, pp: 131-155
- 川上徳明 (2005) 「命令・勧誘表現の体系的研究」『命令・勧誘表現の体系的研究』おうふう
- 菊田千春 (2012) 「テミロ条件命令文とその成立過程：構文ネットワークの役割」『日本語文法学会 2012 年度大会予稿集』 pp: 59-66
- 岸田浩子 (1974) 「近世上方語の待遇表現 一命令表現を中心に一」『国語国文』43-3, pp: 1-19
- 北崎勇帆 (2014) 「複合助詞「であれ」「にせよ」「にしろ」の通時的研究」『日本語学会 2014 年度秋季大会予稿集』 pp: 97-104
- 近藤政行 (1996) 「動詞命令形の機能」『徳島文理大学比較文化研究所年報』12, pp: 35-44
- 桜井光昭 (1971) 「近代の敬語 1」『講座国語史 5 敬語史』大修館書店, pp: 183-282
- 田中章夫 (1957) 「近代東京語命令表現の通時的考察」『国語と国文学』34-5, pp: 41-54
- 陳慧玲 (2005) 「明治期東京語における士族・知識層男性の命令表現の考察」『文化継承学論集』1, pp: 27-43
- 陳慧玲 (2006a) 「行為要求表現の研究史」『文学研究論集』24, pp:21-43
- 陳慧玲 (2006b) 「明治期東京語における直接命令表現の諸相」『明治大学日本文学』32, pp: 77-64
- 陳慧玲 (2010) 「近代東京語の行為要求表現の種々相」『明治大学日本文学』35, pp: 86-61
- 陳慧玲 (2011) 「近代東京語における「お～なされませ系統」行為要求表現の考察」『明治大学日本文学』37, pp: 26-10
- 坪井美樹 (2008) 「動詞<テ形・タ形>の成立 一現代日本語を知るための日本語史研究一」『韓国日

- 本学連合会第6回学術大会プロシーディングス』pp: 62-68
- 手坂凡子 (2011) 「大蔵虎明本自筆本の複製二種の本文の問題について」『新国学』復刊 4, pp: 135-157
- 寺田洋枝 (1999) 「江戸後期断本における直接命令表現 敬語助動詞・補助動詞を中心として」『國學院大學大学院紀要 文学研究科』30, pp: 225-242
- 富樫純一 (2005) 「複合助詞「にしろ」「にせよ」「であれ」—その意味と諸用法をめぐって—」『筑波日本語研究』10, pp: 1-18
- 長野ゆり (1994) 「「～てみる」の用法の一側面 命令形・条件表現をとる「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』1, pp: 85-94
- 長野ゆり (1995) 「シロとシテミロ 命令形が仮定を表す場合」『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版, pp: 655-661
- 長野ゆり (1996) 「仮定をあらわす「～てみる」について」『現代日本語研究』3, pp: 123-130
- 長野ゆり (1998) 「仮定を表す「～てみる」の用法について」『日本語教育』96, pp: 143-153
- 中崎崇 (2012) 「一人称主格をとる命令文に関する一考察」『表現研究』95, pp: 11-24
- 中村幸弘 (1993) 「放任表現考」『日本文学の伝統 国学院短期大学国文学会創設十周年記念論文集』三弥井書店 (中村幸弘 1997 『補助用言に関する研究』右文書院 所収)
- 西田直敏 (1970) 「中世国語の命令表現 『平家物語』を中心に」『国語と国文学』47-10, pp: 123-139
- 仁田義雄 (1991) 「働きかけの表現」『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房, pp: 225-263
- 蜂谷清人 (1998) 「第五章 狂言の命令表現 「- (さ) しめ」「- (さ) い」「- (さ) ませ」をめぐって—流派による用語の分化プロセス—」『狂言の国語史的研究—流動の諸相—』明治書院, pp: 219-269
- 原卓志 (2005) 「覚一本『平家物語』における「行為指示型表現」について」『鳴門教育大学研究紀要 (人文・社会科学編)』20, pp: 11-25
- 広瀬満希子 (1991) 「『浮世風呂』における命令法について」『国文鶴見』26, pp: 30-53
- 広瀬満希子 (1992) 「『浮世床』における命令法について」『国文鶴見』27, pp: 70-97
- 広瀬満希子 (1993) 「『四十八癖』にみられる命令法について」『国文鶴見』28, pp: 71-91
- 広瀬満希子 (1995) 「式亭三馬作品における命令法について—下層の男性に使用される形式の待遇性—」『国文鶴見』30, pp: 137-147
- 広瀬満希子 (1996) 「式亭三馬作品における命令法について—下層の女性に使用される形式の待遇性—」『国文鶴見』31, pp: 101-110
- 広瀬満希子 (1998) 「『花暦八笑人』における命令法について」『鶴見日本文学』02, pp: 173-194
- 広瀬満希子 (2000) 「『仮名文章娘節用』における命令法について」『国文鶴見』35, pp: 52-73
- 藤田保幸 (2000) 『国語引用構文の研究』和泉書院
- 藤原浩史 (1995) 「平安和文の依頼表現」『日本語学』14-11, pp: 33-41
- 藤原浩史 (2014) 「平安・鎌倉時代の依頼・禁止に見られる配慮表現」『日本語の配慮表現の多様性』くろしお出版, pp: 75-92
- 堀畑正臣 (2004) 「室町期に於ける「(さ)せらる」(尊敬)の検証」『国語国文学研究(熊本大学)』40, pp: 1-15

- 堀畑正臣 (2007) 「〔(サ) セ+ラル〕 (使役+尊敬) から 「(サ) セラル」 (尊敬) へ」 『古記録資料の国語学的研究』 清文堂出版, pp: 224-370
- 宮地裕 (1995) 「依頼表現の位置」 『日本語学』 14-10, pp: 4-11
- 村上三寿 (1993) 「命令文 —しろ, しなさい—」 『ことばの科学 6』 むぎ書房, pp: 67-115
- 森勇太 (2010) 「行為指示表現の歴史の変遷 —尊敬語と受益表現の相互関係の観点から—」 『日本語の研究』 6-2, pp: 78-92
- 山口堯二 (1996) 『日本語接続法史論』 和泉書院
- 山崎久之 (1963) 『増補改訂版国語待遇表現体系の研究 近世編』 武蔵野書院
- 山田里奈 (2014) 「江戸後期における命令形による命令表現の使用 —「お～なさい」「～なさい」「お+動詞連用形」を中心に—」 『早稲田大学大学院教育学研究科紀要: 別冊』 21-2, pp: 139-152
- 山本志帆子 (2010a) 「『桑名日記』にみる近世末期下級武士の命令表現」 『社会言語科学』 13-1, pp: 109-122
- 山本志帆子 (2010b) 「『桑名日記』にみる近世末期下級武士の働きかけの表現 —授受動詞クレル類命令形を中心として—」 『国語国文』 79-6, pp: 40-57
- 山本志帆子 (2012) 「『桑名日記』にみられる述部待遇表現形式の体系間の待遇価値の異同 —授受補助動詞クレル類を含む形式の体系と含まない形式の体系に着目して—」 『国語学研究 (東北大学)』 51, pp: 20-37
- 湯沢幸吉郎 (1929a) 『徳川時代言語の研究』 大岡山書店 (1982年、風間書房より再刊)
- 湯沢幸吉郎 (1929b) 「足利期の敬語助動詞シモ・シムに就いて」 『国語と国文学』 6-9, pp: 54-63
- 米田達郎 (2013) 「大蔵流狂言虎明本の要求・依頼の表現について —(サ) シメを中心に—」 『近代語研究』 17, pp: 80-97
- 米田達郎 (2014) 「室町・江戸時代の依頼・禁止に見られる配慮表現」 『日本語の配慮表現の多様性』 くろしお出版, pp: 131-148

(きたざき ゆうほ 大学院人文社会系研究科 修士課程1年)